

要介護度	利用者負担 段階 ^(※1)	サービス費（介護保険対象・1割負担分）				介護保険対象外（全額負担分）			1日あたり の利用料
		介護料	サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）	食費 ^(※2)	滞在費 ^(多床室)	日常生活費	
要支援1	第1段階	454	19	40	14	300	0	150	977
	第2段階	454	19	40	14	600	370	150	1,647
	第3段階①	454	19	40	14	1,000	370	150	2,047
	第3段階②	454	19	40	14	1,300	370	150	2,347
	第4段階(基準)	454	19	40	14	1,445	855	150	2,977
要支援2	第1段階	565	19	49	16	300	0	150	1,099
	第2段階	565	19	49	16	600	370	150	1,769
	第3段階①	565	19	49	16	1,000	370	150	2,169
	第3段階②	565	19	49	16	1,300	370	150	2,469
	第4段階(基準)	565	19	49	16	1,445	855	150	3,099

(円)

(※1) 所得や課税状況に応じ、第1段階から第4段階の5つに区分されており、減額対象者は申請により、保険者（市町村）から「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。

(※2) 食費の内訳は、朝食301円、昼食622円、夕食522円になります。

(※) 送迎料金は、片道188円、往復375円になります。

(注) 金額換算については、葛城市の地域区分が7級地となりますので、1単位あたり10.17円で計算しております。

(注) 介護保険制度に基づいて1円未満の端数処理を行っていますのでご注意ください。

要介護度	利用者負担 段階(※1)	サービス費（介護保険対象・1割負担分）					介護保険対象外（全額負担分）			1日あたり の利用料
		介護料	サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	夜勤職員 配置加算（Ⅰ）	介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）	食費（※2）	滞在費（多床室）	日常生活費	
要介護1	第1段階	607	19	14	53	18	300	0	150	1,161
	第2段階	607	19	14	53	18	600	370	150	1,831
	第3段階①	607	19	14	53	18	1,000	370	150	2,231
	第3段階②	607	19	14	53	18	1,300	370	150	2,531
	第4段階(基準)	607	19	14	53	18	1,445	855	150	3,161
要介護2	第1段階	677	19	14	59	20	300	0	150	1,239
	第2段階	677	19	14	59	20	600	370	150	1,909
	第3段階①	677	19	14	59	20	1,000	370	150	2,309
	第3段階②	677	19	14	59	20	1,300	370	150	2,609
	第4段階(基準)	677	19	14	59	20	1,445	855	150	3,239
要介護3	第1段階	750	19	14	65	22	300	0	150	1,320
	第2段階	750	19	14	65	22	600	370	150	1,990
	第3段階①	750	19	14	65	22	1,000	370	150	2,390
	第3段階②	750	19	14	65	22	1,300	370	150	2,690
	第4段階(基準)	750	19	14	65	22	1,445	855	150	3,320
要介護4	第1段階	820	19	14	71	24	300	0	150	1,398
	第2段階	820	19	14	71	24	600	370	150	2,068
	第3段階①	820	19	14	71	24	1,000	370	150	2,468
	第3段階②	820	19	14	71	24	1,300	370	150	2,768
	第4段階(基準)	820	19	14	71	24	1,445	855	150	3,398
要介護5	第1段階	889	19	14	77	25	300	0	150	1,474
	第2段階	889	19	14	77	25	600	370	150	2,144
	第3段階①	889	19	14	77	25	1,000	370	150	2,544
	第3段階②	889	19	14	77	25	1,300	370	150	2,844
	第4段階(基準)	889	19	14	77	25	1,445	855	150	3,474

(円)

(※1) 所得や課税状況に応じ、第1段階から第4段階の5つに区分されており、減額対象者は申請により、保険者（市町村）から「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。

(※2) 食費の内訳は、朝食301円、昼食622円、夕食522円になります。

(※) 送迎料金は、片道188円、往復375円になります。

(注) 金額換算については、葛城市の地域区分が7級地となりますので、1単位あたり10.17円で計算しております。

(注) 介護保険制度に基づいて1円未満の端数処理を行っていますのでご注意ください。